

第 99 回安来市議会定例会 9 月定例会議

文教福祉委員会 委員長報告

令和 3 年 9 月 17 日

文教福祉委員長報告を行います。

去る 9 月 1 日に開議された本会議において、本委員会に付託された議案について、7 日に委員会を開催し、審査をしましたので、その結果と経過について報告いたします。

議第 84 号、議第 85 号、議第 86 号、以上議決案件 3 件につきましてはすべて全会一致で執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

つづいて主な審査の経過を報告いたします。

「議第 84 号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について」では執行部より「個人番号カードの再交付手数料については、自治体が条例制定をして徴収をしていたが、このたびの法改正により、地方公共団体情報システム機構がこの手数料を徴収することとなったため、安来市手数料条例の再交付手数料の項目を削るものである」と説明を受けました。委員より「地方公共団体情報システム機構とはどのような役割で、実際の手続きはどの様になるのか」との質問があり執行部より「この団体は、地方自治体が共同して運営をする組織であり、マイナンバーや情報システムに関する事務を地方自治体に代わって行う、或いは支援する団体である。今後については、その情報システム機構と市が徴収の委託契約をし、実際に徴収をする権限は機構にあるが、市がその委託契約によって徴収をする。そしてそのお金は、機構に振込むという流れになる」と答弁がありました。

「議第 85 号 安来市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」では委員より「新型コロナウイルスの変異株については、これに属すると解しているのか」との質問があり執行部より「これまで新型コロナウイルス感染症は、政令の中で「指定感染症」として期限付きでの取り扱いとなっていたが、感染症対策の実効性を高め、より確実に取り組めるよう、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、新型インフルエンザ等感染症にあらたに新型コロナウイルス感染症及び、再興型コロナウイルス感染症を追加して規定された。新型コロナウイルス感染症の変異株についても、範囲の対象となる」との答弁がありました。

以上、文教福祉委員長報告と致します。